

社団法人 著作権情報センター <http://www.cric.or.jp/>

著 作 権	第 条	
	第 条	
	第 条	
	第 条	
	第 条	
	第 条	
	第 条	
	第 条	
	第 条	
	第 条	
	第 条	
権利の目的とならない著作物	第 条	
保護期間	第 条	
罰 則	第 条	

社団法人 著作権情報センター <http://www.cric.or.jp/>

著 作 権	第二十一条	複製権
	第二十二条	上演権及び演奏権
	第二十二条の二	上映権
	第二十三条	公衆送信権
	第二十四条	口述権
	第二十五条	展示権
	第二十六条	頒布権
	第二十六条の二	譲渡権
	第二十六条の三	貸与権
	第二十七条	翻訳権・翻案権等
	第二十八条	二次的著作物の利用に関する原作者の権利
権利の目的とならない著作物	第十三条	一 憲法その他の法令
		二 国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの
		三 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの
		四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人が作成するもの
保護期間	第五十一条	著作者の死後五十年を経過するまでの間、存続する。
罰 則	第百十九条	三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。